

熊本県警察足跡等取扱要綱の制定について（通達）

【概要】

本通達は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）、足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）に基づき、熊本県警察における足跡等の取扱いに関し、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 足跡及び痕跡の取扱い
- 現場足跡等の採取等
- 現場指掌紋等の対照等
- 被疑者足跡等照会の方法等
- 現場足跡等の返戻等
- 鑑定の囑託

等である。